大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十五年五月十日から同年九月十日までに奈良県産業・雇用振興部産業政策課に到着するよう提出してください。

平成二十五年五月十日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　（仮称）スーパーセンターオークワ生駒店

所在地　生駒市上町四一三〇―一ほか五四筆

二　変更のあった事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置　届出書添付図面記載のとおり

容量　三六立方メートル

（変更後）位置　届出書添付図面記載のとおり

容量　五一立方メートル

三　届出年月日

平成二十五年四月十九日

四　縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業政策課

五　縦覧期間

平成二十五年五月十日から同年九月十日まで

六　縦覧時間

午前九時から午後五時まで